

令和4年度 第2回

日野市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和4年10月6日(木) 午後2時

場 所 日野市役所 5階 504議室 (Web会議)

出席者 被保険者を代表する委員

市 川 賢 次
佐 々 木 京 子
森 信 吾
遠 藤 徹

保険医又は薬剤師を代表する委員

天 野 尚 (Web)
染 谷 匡
栗 太 隆

公益を代表する委員

岡 田 じゅん子
伊 藤 あゆみ
窪 田 智 子
奥 住 匡 人

被用者保険等を代表する委員

信 太 広 志

事務局

市民部長	青 木	奈 保 子
保険年金課長	秦	広 一
納税課長	西 垣	津 有 子
健康課長	平	敦 子
保険年金課給付係長	今 井	信 之 子
保険年金課保険税係長	照 沼	み ゆ き
(書記)	大 津	り さ 子
(書記)	楠	奈 奈
(書記)	村 田	悠 人

I 運営協議会

1. 会議録署名委員の指名

2. 議題

- (1) 令和3年度日野市国民健康保険特別会計決算について
- (2) 令和4年度版ひのしのこくほ（令和3年度実績）について
- (3) 国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）実施状況報告書について
- (4) 国民健康保険税率等改定について（諮問）

3. その他報告事項について

配布資料

- 次第
- 資料1－1・2 令和3年度日野市国民健康保険特別会計決算
- 資料2 令和4年度版ひのしのこくほ
- 資料3 国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）実施状況報告書
- 資料4 日市保第1321号 国民健康保険税率等の改定について（諮問）
- 資料5 日野市国民健康保険税率等改定について（説明資料）

令和4年度 第2回日野市国民健康保険運営協議会議事録

事務局 皆さんこんにちは。保険年金課長の秦と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

本日も前回同様、Web会議での開催とさせていただきました。本日は天野委員がWeb会議でのご出席となります。まだ参加はされておられません但よろしくお願いいたします。

天野委員が出ていないんですが、Web会議ですのでちょっと時間を要することがございますが、円滑な会の進行に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

始めに事務局より3点ご連絡いたします。1つ目でございます。被用者保険等の代表でありました全国健康保険協会東京支部の栗田委員が、6月30日付けで人事異動になりましてご退任をされております。後任には同協会東京支部の川又 治様が7月1日より就任することになりました。ご報告申し上げます。名簿を机の上に置かせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。また本来であれば川又委員からご挨拶いただきたいところですが、本日はご欠席との連絡を賜っております。次回以降また頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2つ目でございます。委員の皆様へ本日修正いたしました次第と、先ほど申し上げました委員の名簿を配布させていただいております。次第につきましては審議事項と報告事項を変更させていただきました。審議事項につきましては本来であれば十分審議が必要であります但、本日は先に報告事項を行いまして、その後審議事項とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

3つ目でございます。皆様Web会議では挙手していただいておりますようにしていただきたいということと、また天野先生が入り次第、そちらはご説明をさせていただきますので連絡事項は以上となります。

それではここから、奥住委員の進行のもと進めさせていただきます。奥住議長よろしくお願いいたします。

議長 皆様こんにちは。それではただいまより、令和4年度第2回日野市国民健康保険運営協議会を開始させていただきますと思います。

議事に入る前に、皆様にお諮りをさせていただきます。本日運営協議会傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、許可したいと思います但宜しいでしょうか。

委 員 異議なし

議 長 ありがとうございます。それでは傍聴者の方、お入りいただきたいと思います。それでは皆様のご協力により、議事を円滑に進めさせていただきたいと思しますのでよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席者は13名で、委員定数14名の1/2以上の出席となっており、定足数を満たしております。これより協議会規則第12条の規定により、議長において会議録に署名する委員の指名をさせていただきます。本日は森委員と遠藤委員をお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。

本日は次第にもあります通り、審議事項が1件、報告事項が3件となっております。初めに報告事項から進めさせていただきます。(1) 令和3年度日野市国民健康保険特別会計決算について、事務局より報告をいただきたいと思います。

事務局 申し訳ございません。こちらの説明の前に天野委員、こちらの声は聞こえておりますでしょうか。

ありがとうございます。発言に当たりましては、挙手の方をお願いいたします。議長が画面上で挙手の確認をいたしますので、挙手しているかどうかわかるような合図をしていただければと思います。また議長から指名を受けた際には、音声の方をオンにさせていただいて、発言後は音声をオフにさせていただくようよろしくお願いをいたします。

事務局 給付係長

議 長 給付係長

事務局 それでは、令和4年9月議会にて議決いただきました、令和3年度日野市国民健康保険特別会計決算についてご報告いたします。

資料1-1をご覧ください。資料最下段、歳入合計額は161億384万4,399円、令和2年度と比較し、約7億4,040万円、4.8%増となっております。

続いて、資料1-2をご覧ください。資料最下段、歳出合計額は159億5,214万5,356円、令和2年度と比較し、約7億3,170万円、4.8%増でございました。

恐れ入りますが、資料1-1にお戻りください。ここで歳入についてのポイントのみご説明いたします。最上段「款1 国民健康保険税」でございます。令和3年度決算額は、約29億9,338万円。令和2年度と比較し、約4,385万

円、1.5%の増となっております。増の主な要因は、新型コロナ減免件数が令和2年度と比較して激減したことによるものです。

資料やや中段「款4 都支出金」をご覧ください。決算額は、約110億6,014万円で、令和2年度と比較して約8億1,866万円増となっております。右側説明欄、「1. 普通交付金」約107億9,608万円が多くをしめてございます。これは療養給付費補填分として東京都から補助されたもので、一時的な増となっておりますが、翌年度にもらいすぎた分を返還する清算業務を行う予定となっております。また説明欄「3. 特別調整交付金分」については、約3,841万円で、令和2年度と比較して、-46.5%となりました。これは保険税のところでも触れましたが、新型コロナ減免件数が令和2年度と比較して激減したことによる、補助金の減少によるものでございます。

次に、資料その下、「款5 繰入金」、右側説明欄「5. その他一般会計繰入金」約11億7,501万円は、令和2年度と比較し14.1%の減となっております。6月に実施いたしました、令和4年度第1回運協においてもご説明させていただきましたが、この一般会計繰入金の金額の減らして行くことが、国民健康保険特別会計において重要課題となっております。先ほど都支出金でもご説明した通り、東京都から療養給付費補填分として一時的にストックしたものであり、翌年度にもらいすぎた分を返還する予定となっております。その他一般会計繰入額、いわゆる赤字解消額が解消されたわけではございません。ただし歳入からですと国保保険税収、前年度の繰越金及び諸収入の増加によるものと、歳出の事業費納付金減少はその他一般会計繰入金減少の主な要因といえます。歳入については以上になります。

続いて、歳出についてのポイントのご説明をいたします。資料2をご覧ください。最上段、「款1 総務費」でございます。決算額は、約7,337万円、令和2年度と比較し、約605万円、9%の増となっております。増の主な要因は、保険証の一斉更新年度であったため、郵便料の増によるものです。

続きまして、資料中段よりやや下「款3 国民健康保険事業費納付金」でございます。決算額は、約47億8,211万円、令和2年度と比較し、約3,902万円、0.8%の減となっております。こちらは東京都が国保事業に充てるため、年度ごとの都内市区町村から徴収するもので、減の主な要因は、東京都が納付金を算出する指標の1つである被保険者数の減少によるものです。

その他については、お配りさせていただいた資料をご覧くださいいただけます。簡単ではございますが説明は以上になります。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。A委員。

A委員 資料1の右上に、単位千円と書いてあるんですが、これで正しいのでしょうか。

事務局 大変失礼いたしました。単位は円であります。

議長 ほかにご意見等ございませんでしょうか。
なければ(1)日野市国民健康保険特別会計決算についての件を終了させていただきます。
続きまして(2)令和4年度版ひのしのこくほ(令和3年度実績)について、事務局よりご説明をいただきます。

事務局 給付係長

議長 給付係長

事務局 それでは、令和4年度版ひのしのこくほ(令和3年度実績)について、ご説明させていただきます。令和3年度決算を終え、毎年関連する項目についてまとめたものとなっております。主だったものについてのみご説明いたします。
始めに3ページをお開きください。被保険者の状況になります。被保険者数、加入率ですが、令和3年度の被保険者数は、34,953人、市総人口から見た国保加入率は、18.7%となっております。被保険者は「2 被保険者の推移」にあるように、年々減少傾向にあります。また「3 被保険者の年齢構成」から加入者の年齢構成は、65歳から74歳までの前期高齢者が42.9%を占めており、令和2年度比で0.6%の増、特定健診の対象者である40歳から74歳についても、75.6%で、令和2年度比0.3ポイントの増となっております。
続きまして、5ページをお開きください。「3 受診率、1件当たり日数、1件当たり費用額、1人当たり費用額」でございます。こちらの表の一番右側、費用額1人当たりをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えが解消されつつあることと、被保険者の高齢化と、医療の高度化等の進展により、1人当たり医療費は増となっております。
少し飛びまして、8ページをお開きください。「保健事業」でございます。特定健診、特定保健指導をまとめた「1 健康診査」、その下「2 人間ドック助成」とともに新型コロナウイルス感染症の影響の回復により令和2年度と比較しても、令和3年度は戻りつつあります。
9ページをお開きください。保健事業において、医療費の適正化に向けて特に力を入れている事業になります。「4 糖尿病性腎症重症化予防プログラム実施状況」では、糖尿病または糖尿病性腎症を治療中の方を対象とし、保健師等が6か

月間の個別サポートを通じて、セルフマネジメント、健康管理のお手伝いをするものです。平成27年度から開始しており、これまで122名の方がプログラムを終了しております。また令和2年度より、保険年金課に保健師1名が配属されたことにより、本プログラムに参加してほしい重症度の高い方を対象に保健師が直接参加勧奨を行い参加に繋げたり、プログラム終了者を対象に、1年後の電話によるフォローアップを実施しております。令和元年度の下期分ですが、12名行いました。

11ページ以降は、保険税の実績や国保の財政状況を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。簡単ではございますが、説明は以上になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。B委員。

B委員 被保険者の中で、3ページに記載されている前期高齢者の年齢の割合ですが、大体この数年間どのように推移しているのかを、できれば平成30年以降の5年間で教えていただきたいです。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 ご質問ありがとうございます。平成30年度からの前期高齢者、後期高齢者の被保険者の割合でよろしいでしょうか。

これは東京都に出しております、データブックの決算時点の数字になりますが、平成30年度が42.9%、平成31年度、令和元年度になりますが、43.1%、令和2年度が43.1%、令和3年度が42.7%、令和4年度なんですけど、これは6月末時点でございます。ちょっと比較が異なりますが、42.2%でございます。以上でございます。

B委員 ありがとうございます。

議 長 他にございますでしょうか。

他にご意見が無ければ、(2) 令和4年度版ひのしのこくほ（令和3年度実績）についての件を終了させていただきます。

続きまして、(3) 国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）実施状況報告書

について、事務局よりご説明をいただきたいと思います。

事務局 給付係長

議 長 給付係長

事務局 それでは、資料3 国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）実施状況報告書についてご説明いたします。

こちらの報告書は、平成30年度の国保制度改革以降提出が義務付けられており、令和4年9月に東京都へ提出したものであります。

これは先ほど、令和3年度決算、歳入でご説明したその他一般会計繰入金、いわゆる赤字削減額について、別の東京都の調査様式に定められた決算補填目的等に使用した金額を当年度と前年度とで比較し、こちらの表に赤字削減額として記載することになっております。表の中段、横列になりますが、赤字削減額が前年度と比較し、赤字削減が図られたかを表しており、令和3年度は1億9,418万8,000円が記載されております。これは先ほど決算でもご説明いたしましたが、決してこの金額を赤字解消したということではなく、療養給付費を東京都からもらいすぎた分を次年度返還するものであり、一時的な金額ということになります。決して赤字解消が図られたということではなく、本当の意味での赤字解消は、今後進めていかなくてはいけないと考えております。

また、最下段に記載があるように、実施状況の詳細では、コロナ禍でありながらも、保健事業を概ね予定通り実施でき、医療費の適正化が図られ、収納率についても前年度比増となり、赤字解消に向けた取り組みが実施できています。「今後の取組」にある通り、引き続き保険税率の改定や収納率の向上など、取組を継続していきます。簡単ではございますが、説明は以上になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

無ければ（3）国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）実施状況についての報告を終了させていただきます。以上で報告事項を終了させていただきます。

続きまして、審議事項に移ります。（1）国民健康保険税率等の改定について、事務局より諮問があり、運営協議会に意見を求められております。これについて審議を行います。事務局より説明をいただきたいと思います。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 それでは、国民健康保険税等の改定についての諮問につきまして、ご説明をさせていただきます。

始めに日野市長から、当協議会会長宛て文書がございます。そちらをご覧ください。上段3行目ぐらいからでございます。本文をそのまま読ませていただきます。

「国民皆保険制度を基盤として、市民の医療受診機会の確保等地域保険としての役割を担っている国民健康保険ですが、平成30年度に、大規模な国民健康保険制度改革が実施されました。この制度改革により、国の財政支援策の拡充が図られたことと合わせて、国民健康保険特別会計での法定外繰入分を一般会計からの繰入金で運営している保険者には、赤字を解消していくことが求められるようになったため、日野市も国保財政健全化計画（赤字削減・解消計画）を策定し、東京都へ提出しております。この度、本計画に基づいた令和5年度の国民健康保険税率等の改定は必要であると判断したため、日野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、協議会の意見を求めます。」

ということであります。

次に、（1）国民健康保険税率等の改定の理由でございます。3点でございます。

こちらは、全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部改訂の法律が制定されております。国は各都道府県が策定する国民健康保険運営方針に法定外繰入の解消や保険税水準の統一を明示するよう求めた。これにより、令和3年度から東京都国民健康保険運営方針に記載がされ、都と市町村間で進むべき方向性が示されております。日野市の保険税率は、東京都内でも低い位置にあります。今後東京都内の保険税水準が統一となった場合は、市民に大きな負担を強いてしまうこととなります。今から計画的な値上げを着実にいき、都内平均に近づけていく必要がある、ということの考えからでございます。国保世代は低所得者も比較的多く、物価高騰で不安視する市民もいることは十分認識をしております。それでもなお、日野市の保険税率が極めて低い方であるため、財政健全化計画通り、税率改定が必要だと考えております。

裏面に移っていただいて、（2）国民健康保険税率等の改定内容でございます。こちらは表の上段が現行税率でございます。2段目が改定率、3段目がその差分ということでございます。「介護なし」というかっこ書きがありますが、こちらは一番右の斜めの数字を見ていただければと思います。縦軸の基礎課税額、医療分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金と3つございます。その合計が全部で一番右、試算になりますが所得割で0.6%、均等割りで3,600円の上げ幅を予定しております。上げ幅につきましては、当初平成30年3月に東京都へ提出しております財政健全化計画と同じ上げ幅でございます。

(3) 国民保険税率等の改定の施行期日でございます。令和5年4月1日を目途としております。本諮問にかけさせていただきまして、この答申というような形でご意見を賜ります。それを受けて、今後市議会定例議会の方に議案上程をさせていただく予定でございます。

続きまして、説明資料の説明に移らせていただきます。資料1ページをお開き願います。「令和4年10月現在の国保に関連する状況について」でございます。ここは割愛しながら簡単にご説明いたします。国・東京都の状況でございます。まず、平成30年度は税率改定、国保制度の改正があり、財政健全化計画が各市町村に求められて、法定外繰入を解消することを目的として策定しなさい、ということがありました。

令和元年度です。国では、一般会計からの法定外繰入の解消について、国保に保険者努力支援制度、インセンティブ補助金という制度がございます。こちらに関して、解消できない場合はマイナスのペナルティを課されるという国の方針が出ております。令和3年度にその改定に伴って、保険者努力支援制度において日野市はマイナスのペナルティの対象となっております。

2つ目で、全世代対象型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正が制定されております。都道府県ごとに制定する国民健康保険運営方針というものが定められております。法定外繰入の解消、保険税水準の統一に関する項目を盛り込むよう求めております。東京都が策定いたしました令和3年度の国民健康保険運営方針に以上のことが記載されているということでございます。

令和4年度に関しましては先ほどの運営方針に盛り込まれた保険税水準の統一に向けて、東京都でワーキングチームが立ち上がっております。その協議を始めており、令和6年度より段階的に実施していく予定でございます。第1段階といたしましては、東京都へ納付する事業費納付金算定において、医療費水準等を判定せず、各区市町村の所得水準、被保険者数のみを用いることを目指しております。

次に、改定を行う主な理由でございます。令和4年3月に、東京都へ提出しております財政健全化計画では、令和4年度に税率改定を実施いたしました。引き続き、令和5年度も税率改定を実施する計画となっております。これは当初平成30年の計画で予定しておりました、令和元年、令和3年、令和5年と2年ごとの税率改定でありましたが、それを令和3年はコロナの影響で見送ったことによります。標準保険税率に近づけるために、平成30年度の当初の計画通りに戻して令和5年度も税率改定をする必要があると判断しております。また、令和3年度から令和4年度の事業費納付金、これは毎年東京都から示された金額を東京都に収めるものでございます。この上げ幅が大きかったことによりまして、令和5年は計画通り値上げをせざるを得ないとの見解も理由の1つでございます。

このままでは財政健全化計画に追いつくことができず、令和5年度の税率改定を見送ると、解消年度が先延ばしになるという可能性が高くなるということも理由の1つでございます。

3つ目でございます。現状の日野市の税率はまだまだ低い、示された標準保険税率にはまだまだ遠いという現状がございます。将来的には、保険税率水準が統一になった場合、大きな負担増とならないためにも、今から計画的に都内の平均値までこれから緩やかな形で税率を上げていくという予定でございます。

4つ目に関しましては、昨今の物価高騰等、心配されている中での税率改定であります。不安視する市民もいることは十分認識をしておりますが、日野市の現行税率も都内でも低い位置にあるということで、緩やかな上げ幅で改定をしていきたいという風に考えおります。

続きまして他市の改定状況でございます。東京都26市の半数以上が、令和5年度に保険税率等の改定を予定もしくは検討しているということでございます。計画上の改定年度である12市、この計画というのは先ほどから申し上げております財政健全化計画でございます。12市の中で改定予定が8市あって、改定検討中が4市ということでございます。その下が計画上改定年度ではない市が14市ありました。改定予定ではない市が11市ありますが、改定予定が2市、または検討しているというのが2市ありました。これは先ほどから申し上げております、事業費納付金が急激に上がったということもやはり関係しているということでございます。

値上げ幅についてです。今まで通り緩やかな値上げ幅にしたいと考えております。検討の中では、所得割のみを値上げするというものも検討いたしましたが、やはり所得割・均等割とも率が低い、都内の平均とはまだ差があるということで、そのことを考えると、所得割・均等割ともに値上げする必要があると考えております。都内の保険税率水準が統一となる前に、少しでも早く都内の平均に近づけたいと考えております。

続きまして3ページ、都内49区市の令和4年度の国民健康保険税率の一覧でございます。これは区部も含まれております。印がついておりますが、日野市は上から38番目ということでございます。令和3年度、43番目だったということから、令和4年度に税率改定をしておりますので38番に上がったと、ただこの歩みを止めないで行きたい、他市におきましても税率改定を検討しているということもございますので、そもそも上がっていくだろうと、日野市ももしかしたらまた下の方に行くのではないかとということも想定されております。

続きまして4ページ、令和4年度の標準保険税率でございます。またご覧いただきたいと思いますが、標準保険税率が上段に書かれております。令和4年度の現行保険税率が記載されております。その差分を書かせていただいております。下

の表に関しましては、令和5年度の改定内容ということで、諮問書でも先ほどご説明した通りでございます。

続きまして5ページ、日野市の人口と国民健康保険被保険者数でございます。こちらの表につきましては、まず日野市の人口の棒グラフがございます。そのうち、上から二つ目の薄い部分、こちらは前期高齢者、国民健康保険で言えば65歳から74歳までの方を示しております。その下の棒グラフ、国民健康保険と後期高齢者を含めた全体の75歳以上の被保険者数を示しております。先ほどもお話をいたしました前期高齢者に関しましては、2段目のピンク部分になります。全体の被保数自体は若干ですが下がる傾向にある。ただ、前期高齢者、上の紫の部分の後期の分と、ピンクの部分の前期高齢者の部分が増えてきております。下の黄色のそれ以下に関しましては、生産年齢の方々になります。全体の被保数に関しては下がり傾向にあるが、生産年齢が著しく落ちているというようなことでございます。右側の表に関しましても、棒グラフがあります。これは日野市の人口と、先ほどお話しした前期高齢者の割合を示しております。下にかっこ書きがございます。日野市の総人口は微増の傾向にあり、75歳以上の人口は増加している、前期高齢者の人口は平成23年度以降継続的に2万人を超えているが、国保被保険者数は全体的に減少が続いております。日野市は他自治体と比べて前期高齢者の割合が高いと言われております。そのため事業費納付金の算定の基礎資料になっております。算定に当たっては、一部減額されている、恩恵を受けているということでございます。国からは、都道府県内の国民健康保険税の水準の統一をしていくことが求められておりますが、その中で今後東京都は前期高齢者による調整をなくす方向で検討しているということで東京都から方針が出ております。昨今高齢者の就業率が上昇しており、国民健康保険の被保数全体が減少しており、社会保険等への加入者における被保険者が流出している状況です。事業費納付金において前期高齢者が多いことに対する減額措置がなくなる無くなることを危惧しておりますが、社会保険等への流出により、前期高齢者数が減少しているため、影響が少なくなるとが考えられております。ただこれは、実際になってみなければわからないということで、参考までにとということでございます。

続いて6ページ、こちらも参考として添付しております。国保・後期全体の人口の推計でございます。国保全体の被保険者数が減少している、ただ後期・前期の人口は増加、生産年齢は減少している、あくまでも推計値でございます。真ん中の推計値と実績値が分かれています、推計値に関しましては、今後社会保険適用が進めば変わっていくこともございますので、参考までに示させていただきました。

続いて7ページ目、財政健全化計画について、赤字削減解消計画です。令和4年

3月に東京都に提出しているものでございます。こちらは1人当たりの年間の保険税額の推移を表しております。まず黄色い線、こちらは東京都が毎年示す標準保険税率でございます。この標準保険税率を目指して、各市は税率を上げてください、というような数字でございます。青い部分に関しましては、現行の日野市の税率でございます。下線で区切らせていただいておりますが、令和5年度以前に関して、これは実数でございます。ただ、令和6年以降に関しては、5年度もそうですけども、税率改定をするかしないかということでございますので、5年度以降に関しても計画では段階的には上がっていくと、令和15年には今の計画では標準保険税率に到達することを表しております。令和3年度に関しましては、税率改定を見送った経緯がございます。令和3年度、青い棒グラフを見ていただくと、数字が上がっておらず、その後令和4年度に税率改定をさせていただいたということを表しております。

続いて8ページ目、国民健康保険税の減免ということで、現行の減免制度でございます。所得に応じた軽減7割・5割・2割、倒産・解雇・雇止めなどによる離職された方への軽減、また後期高齢者制度移行に伴う軽減を、新型コロナウイルス感染症の影響による減免、その他の減免等、後ほどお目通しをいただければと思います。低所得者や、保険税のお支払いが難しい方に関してはこのような制度があると、一番下段に書いてありますが、納税相談も納税課で随時受付けているということも付け加えさせていただきます。

最後になりますが別表でございます。国保関連のデータ表でございます。これは1人当たりに換算して、令和3年・令和4年ということで、年度末時点のものと当初賦課時、令和4年に関しては当初賦課時になりますが、それぞれ表記をしておりますので、こちらも後ほどお目通しいただければと思っております。簡単ではございますが以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問・ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。C委員。

C委員 説明と被ってしまうかもしれませんが、4点質問させていただきます。物価高騰の上、新型コロナウイルス感染症もまだ終息していませんが、なぜ2年連続で税率改定を行うのか、その理由をお聞かせください。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 平成30年度の制度改正によりまして、国の考え方で「日本国内どこに住んでいても同じ所得で同じ医療費がかかっている場合は税の負担が同じであることが望ましい」という観点の基、日野市としても標準保険税率に近づけていくための努力は行っていくべきだと考えております。ただしそのために一般会計繰入を急激に0とする、急な負担を市民の皆様をお願いするという改定は考えてございません。2年連続となってしまったのは、令和3年度の税率改定を1年見送ったためであり、計画通りで行いますと、令和5年度は改定の年になります。新型コロナウイルス感染症による市民への影響につきましても、先ほど説明資料8ページでもご説明させていただきました通り、減免で必要な手立てをさせていただいていると考えております。また、東京都が国民健康保険運営方針に盛り込んだ保険税水準の統一に向けて、令和4年度よりワーキングチームを立ち上げております。統一が図られたとしても、急激な負担が求められることが無いよう、今から少しずつ改定を行っていききたい、標準保険税率に近づけていききたいと考え、この度税率改定の諮問をさせていただいた次第です。以上でございます。

C委員 ありがとうございます。税率改定を実施した場合、他の自治体とはどのような比較があるのでしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 先ほど資料の中でご説明させていただきました、令和4年度は49区市中38番目という低い部類になっております。都内26市にアンケートを取った結果でも、半数以上は令和5年度に保険税率の変更を検討もしくは予定しているという回答でございました。今年度令和5年度に税率改定をしたとしても、他の区市に関しましても税率改定を進めていくような考えはありますので、少しでも日野市は都内の平均に近づけていくことを目指していきたいと考えております。以上です。

C委員 都内の平均に少しでも近づいていくことはわかりますが、コロナ禍で令和3年度は見送りをしたと、減免措置をとってきたとのことですが、やはり2年連続の改定は市民に負担をかけてしまうと思います。令和5年度の税率改定を今回見送った場合、どういう状況になってしまうのかご説明ください。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 現在、一般会計の繰入金が約 2 億円増加する見込みです。国民健康保険に 2 億円を使う、一般会計から繰り入れていただく、本来福祉・子ども等の一般会計の事業等で使わなければいけない事業が進まなくなっていくという影響が出るのが予想されております。以上です。

C 委員 今回の改定を見送ると、一般会計からの繰入金が増加するという見込みということで、行政運営が滞ってしまうのは大変問題だと思いますが、税率改定を行って市民に負担を求めただけなんではいけませんか。何か他の対応等は市の方で考えていらっしゃいますか。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 国保財政健全化計画の中でも示しております、保険税率を順次上げていく、それと医療費の適正化ということも 1 つございます。日野市では第 2 期データヘルス計画に基づいて、ジェネリック医薬品への切り替え、糖尿病性腎症重症化予防の事業、多受診対策とか特定健診、また各種がん検診、人間ドック助成事業なども含めまして、病気の早期発見・早期治療および適正化を図っていきたいと考えております。皆さんが健康で病院に通わなければ、やはり医療給付は下がってくる認識でございますので、「市民の皆様が健康にいる」ということは事業の 1 つとして認識しております。以上です。

C 委員 ありがとうございます。

議 長 D 委員

D 委員 今日配られている改定についての説明資料、ここで一番市民に関係する国民健康保険料の改定であります。私たちも市民の方にわかりやすく説明する責任がありますので、そういった観点から伺いたいです。わかりやすい言葉でお話をいただければと思います。

まず今日配っていただいた資料 1 ページの国と東京都の状況という中で、令和 3 年度の部分ですね。「令和 3 年度に保険者努力支援制度において、日野市もマイナスのペナルティ対象となった」と、まずこのペナルティ対象になったらどう

いった影響があるのか、具体的にどんなペナルティなのか、まずその内容をお答えいただいでよろしいですか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 保険者努力支援のインセンティブ補助金について、でございます。保険者努力支援制度は、これは平成30年度の制度改革に伴って始まっております。これまで日野市に関してもできているものとできていないもの、いくつかの項目がございますので、できている項目に関して国から補助金が入ってくるという制度になります。先ほど令和3年度にマイナスのペナルティをもらったということをご説明させていただいております。令和3年度までの補助金に関しては、2年前の事業内容を評価して、ポイント制にして国の補助金をいただくというものなんですが、令和3年度まではマイナスという評価がございました。いわゆる特定健診とか、収納率を上げていくとか、様々な取り組みによって上乘せしくものでした。何もしなければ結局0になってしまいますので、今回この文言であるのは、赤字解消計画に沿った形で、ある一定の成果が出なければマイナスにすることが初めて制度的に設けられ、令和3年度はペナルティとして該当しております。

先ほどマイナスの減点があるという、これまで日野市に関しましては糖尿病性腎症などの取り組みは他市よりできており高い加点はいただいておりますけれども、これがマイナスによって減点されてしまうということが、非常に日野市としては痛手であると、補助金がそれだけ減らされることになります。そういう意味から、やはり赤字解消を同時並行で進めていかなければならないと考えております。以上です。

D委員 令和3年度は実質ペナルティをいただいたわけですね。例えば金額的にでも結構なので、ペナルティの中身、そしてそれが国保会計に与える影響がどうだったのかを少しわかりやすくお願いいたします。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 まず、令和3年度の取り組み評価に関する加点というのが489点でした。赤字

解消が進んでいないという減点があり、マイナス15点でございました。具体的にご説明いたしますので、資料1-1をご覧ください。「款4 都支出金」、一番右側の、保険者努力支援分をご覧ください。こちらが令和3年度の補助金額、約6,471万、ただしこの中には他のものも含まれてることと、また東京都からの他の部分も入っているということで、単純に6,471万でお話させていただきます。割り返しますと、日野市に関しては489点であり、約1点当たり13万円。マイナス15点をいただいておりますので、補助金に換算すると約195万円目減りしたということになります。先ほどから申し上げております、この赤字解消を同時並行で進めていきたい、赤字解消をしてインセンティブ補助金を国保財政の歳入にしたいということでございます。もし解消が図られれば、今度は加点をもらうようになります。加点されれば最高で35点、約650万円の補助金が入ってくる計算になります。税率改定によって法定外の一般会計繰入金削減できなければ、この金額も目減りしていくことになるかと考えております。以上でございます。

D委員 ありがとうございます。初めて制度が導入された令和3年度にマイナス15点のペナルティがあり、その会計上の影響ということで、約650万円の補助金を、元々はもらえるところだったのがもらえなかったという理解でよろしいでしょうか。わかりました。

そしてもう1つ、その下の令和4年度のところですが、東京都が保険税水準の統一に向けて、令和4年度よりワーキングチームを立ち上げ既に協議を始めていて、令和6年度より段階的に実施していく予定であると言われていたんですが、この保険税率の水準について、もう少し詳しくご説明いただけるでしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 東京都から国保運営方針に盛り込んでおります保険税水準の統一は、最終的に平成30年度の国保改革でも言われていることですが、「全国どこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険税となる」ことを基本として考えております。具体的にいつからどのぐらいの保険税水準になるのかというのは、東京都からは示されておられません。東京都が検討している保険税率水準の統一は、段階的にやっていくというのがワーキングチームからの回答でございます。まずは令和6年度に東京都へ納付する事業費納付金の算出根拠となる条件を変更していくということで、これは予定ということでお話をいただいております。事

業費納付金ベースの統一ということでございます。まずはいきなり保険税率を東京都内この税率にしてくださいというような話ではなく、納付金算定にあたって差の無い形で、日野市で言えば医療費水準をまず省きますと、所得水準と被保険者数で平等に都内全部いただく納付金の算定の方法に変えていきますということが言われております。先ほど表のところ資料説明をいたしましたけども、納付金の前期高齢者が多かった、その分高齢者なので医療費も多かった、そこは今まで東京都で控除していたものがなくなります、と変更になります。今後高齢者でも働く人が増えていく、社会保険の適用拡大というようなことも伺っております。それが実際に事業費納付金に反映するかというのはなかなか言えないんですが、大きく変化するものではないと思っています。以上でございます。

D委員 ありがとうございます。いただいた資料の3ページに国民健康保険税率等の表がありますね。モデルケースとして世帯員2名、給与収入300万円で想定して、区部と26市の額が全部載っていますけども、本当にばらつきがあるというのがよくわかります。表の右側を見ると、一番上の江戸川区は、36万5,655円、日野市は24万8,520円ですね。モデルケースでの、ここにばらつきがあるのを標準化していこうということによろしいんですね。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 先ほどの表は、D委員でご説明いただいた通りでございます。これはモデル世帯での、世帯員2人、後給与収入300万円ということでの各市の保険税率を示させていただいております。一番下の府中から江戸川まで、まだまだ開きがあるということで、20万ぐらいの差があるのかなと思っておりますが、日野市は下から数えた方がまだ早い位置にあります。日野市に関しても江戸川区に到達するにはまだまだかかると、ただ先ほど保険税率水準の統一ということで、東京都はどの税率にするか、いつやるか等は示されておられません。先ほどからもお話しておりますように、東京都の平均値までは持っていきたいと考えております。その平均値が29万1,000円、日野市との差といたしましては、4万2,000円ぐらいです。まずはそれを縮めていかなければいけないと、ただしあくまでも世帯員2名、給与収入300万円のモデル世帯の数字になりますので、全ての方がこの数字に当てはまるわけではない、いずれにしても今後標準保険税率を目標に、確実に税率を進めていく必要があると考えております。以上です。

D委員 ありがとうございます。市民の方々はそれぞれ自分たちが住んでいるところの保険料はわかりますけども、他市はわからない。そうすると、東京全体でみるとこれだけの格差があると。本当に保険料が高いところもあれば、一番上の江戸川区はいわゆる医療分の現行での所得割が7.95%もかけられているんだと、日野市は今5.40%だと。だから住むところによってこれだけ違いがあることをなくしていこう、という国の制度を市民の方にもわかっていただけるようなご説明をしていただかなければいけない、と思っているんですね。保険料を標準化していこうという、こうした取り組みの中での改定があるということで、東京都でこれだけのばらつきがあるものを標準化していこうというその目標、日野市にとって今は税率が低いですから、目標がかなり高い、ということはわかりました。

では次に、この説明書2ページ(2)に、令和3年度から令和4年度の事業費納付金(毎年東京都から示された金額を納付する)の上げ幅が大きかったということがあるんですけども、具体的に事業費納付金というのは何なのか、そしてまた上げ幅が大きかったというけれども、これを金額にするとどのくらいの金額が上がったのか、まずその件について教えていただけますか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 事業費納付金が何かということを簡単にご説明させていただきます。平成30年度の国保制度改革につきまして、都道府県は国保財政運営の責任主体となっております。市と都が両方で保険者というような位置づけになっております。東京都は、区市町村ごとの事業費納付金を決定、合わせて標準保険税率を公表するということになっております。区市町村は保険税を賦課・徴収し、東京都に納付金を納めるという仕組みで見直されております。東京都が医療費給付費等の見立てを建てたうえで、公費等の拠出で賄えるというのももちろんありますが、それを除いた区市町村へ割り振る代わりに、区市町村が保険給付について必要な費用を東京都が区市町村へ交付するような仕組みという形になっております。今回令和4年度に関しましては、上がったとお話をさせていただきました。先ほどの「資料2 ひのしのこくほ」をご覧くださいと思います。14ページ、下の方にあります、「2歳出状況」ということで、左から4番目、事業費納付金がかかれております。平成30年度からの記載がございますが、令和3年度は47億8,000万円でございます。令和4年度に記載がないんですが、令和4年度に関しましては、50億3,700万円でございます。約2億5,00

0万円の増額となっております。この増額された理由でございますが、2年前の医療費と納付金に関しては当時の状況を加味して令和4年度にお支払いするとなっております。2年前に関しましては、コロナの受診控え等の影響がございました。医療費自体の支出は少なかったんですが、その状況を根拠として、令和4年度の事業費納付金を算出すると、東京都は不足となると予想しております。このため、今後のコロナによる医療費増加分も加味して、令和4年度にかかる医療費を算出して医療費納付金を計算したため、大幅な増加になったと考えております。以上でございます。

D委員 ありがとうございます。ここに記載のある上げ幅が大きかったというのは、約2億5,000万円ということでもよろしいんですね。令和4年度は保険税率が改定されて上がりました。もし令和4年度に保険税率を改定していなかったら、この2億5,000万円増えたわけだけでも、この賄いも含めて、令和4年度の会計上どのような影響が出たと思われるのか、そして令和5年度税率改定をもし行わなければその時の影響はどのように考えていらっしゃるのかを教えてくださいませんか。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 まず令和4年度の税率改定は実施しております。仮に実施をしていなかった場合、この2億5,000万円の納付金、いわゆる歳出の部分から2億5,000万円出ている、歳入の部分では保険税を上げていなければ上がり幅が無いままということになります。そうすると2億5,000万円に関しましては、一般会計からの繰り入れで補う形、ざっとですが一般会計からの繰入で賄うしかないかなというように思っています。保険税を値上げしていなければ、2億5,000万円がもしかしたら4億5,000万円になるかもしれないということもございます。

また、令和5年度でございます。財政健全化計画は、やはり税率改定をして納付金の急激な上がり幅というのものは想定しておりませんでした。もし令和5年度以降改定をしなければ、これは納付金が必ず右肩上がりになるかということもございますが、もし上がった場合は財政健全化計画で令和15年が標準保険税率に到達すると見込んでおりますがそれが先延ばしになると、さらには令和4年度税率改定しなかった時と同様に、一般会計からの繰入が出てくると想定しております。以上でございます。

D委員 ありがとうございます。一般会計からの繰入金を減らして行こうという赤字解消計画に対して、それと逆行するようなことになっていたという見通しですよ。そのため令和5年度もやらなかったら同じことが出てくるということわかりました。ありがとうございます。

それでは、説明書8ページに、国民健康保険税の軽減・減免を書いています。やはり国民健康保険料の値上げって言うのは、加入者の状況を見ても、やはり影響が大きいとか、自分がどれぐらい値上がりするんだろうとか、いろんな不安な声を私たち議員にもいただきます。そうした中でこの減免制度があります。去年はコロナが2年目でしたので軽減制度も少し動き出してよかったと思うんですけども、またここにきて物価高、円安による影響等も出てきているという状況です。この減免のケースについてモデルケースで結構なので、7割軽減の方、5割軽減の方、2割軽減の方、いわゆる低所得の方、年金受給者の方が、令和5年度の税率改定でこのぐらい値上がりになります、というのを金額でわかりやすく説明していただけますか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 具体的なケースでとご質問いただいております。まず65歳以上のご夫婦の場合で年間160万円の年金収入がある方、こちらに関しては7割軽減が適用されます。年間1,900円、月当たり約158円の値上げになると思っております。同様に年間225万円の年金収入がある場合、5割の軽減が適用されます。その場合は、年間5,600円、月当たり467円の値上げを想定しています。また、年間250万円の年金収入がある場合は、年間8,200円、月当たり683円の値上げとなると予想しております。

また、30代の夫婦と小学生2人の4人世帯の場合、年間300万円の給与収入の場合は、2割軽減が適用されまして、年間1万5,000円、月当たり1,250円の値上げ、また年間400万円の給与収入の場合、軽減は適用されませんので、年間2万円、月当たり1,667円の値上げとなります。

資料最後のページの表になりますが、「7 減額賦課」ということで、7割・5割・2割軽減の対象世帯数ということで、令和元年度から世帯数をお示ししておりますので、そちらもご参照いただければと思っております。以上です。

D委員 ありがとうございます。市民の皆様の不安を安心に変えていくのが私たち議員の役目でありまして、直接声をいただくのも議員であります。そういうことで

議員も会議に参加させていただいているんです。どうしても値上げとなると、平均的なところで一律全員これだけ上がるという、年間2万円ぐらい上がっちゃうよ、というようなチラシが配られて、みんな非常に不安になって私たちのところに問い合わせが来たりしましたが、今聞くと、例えば年金受給者の方で言えば7割軽減の方は月当たり158円なんだ、5割軽減の方は大体月にすると467円のご負担をいただくんだ、とを聞くと少し気持ちが落ち着いたというか、見える・分かると安心するという部分はあると思うんです。そういった角度で、今大体のモデルケースでシミュレーションをされると思うんですね。大体所得がこのぐらいの方はこのぐらいの値上がりになりますよ、この値上げ率で計算するところになりますよ、というシミュレーション資料を、この次に開催される答申までの間にいただければと思うのですが、それは可能でしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 ただいま資料の請求を賜りました。委員の皆様方には、郵送等で近日中にお送りする形で準備をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長 よろしくお願いたします。

D委員 ありがとうございます。諮問の資料を使って具体的に1つずつ聞かせていただきました。

最後のところに、減額7割・5割・2割、これを令和3年度で計算すると、軽減を受けていらっしゃる方が1万1,989世帯でした。これは令和3年度の国保加入世帯が2万4,479世帯でありましたから、全体の加入者の約5割の方が軽減を受けられるんだなっていうことがわかりました。資料8ページのところに、所得申告が済んでいれば申告は不要ということで、軽減制度の申請をする必要はないという理解なんですけども、これがいわゆる所得申告が済んでいなくてその対象者になるという方々もいらっしゃると思いますので、ぜひこうしたことは資料請求の要望とともに、こうした軽減が受けられるのに受けられない方が無いように工夫をしていただきたいと思います。私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 B委員

B委員 それでは令和4年度の当初賦課時の世帯ごとの平均所得を教えてくださいませんか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 令和4年度の1人当たりの世帯所得でございます。平均値でございますが、これは当初賦課時の計算になります。1世帯当たりの平均所得が125万2,812円、また1人当たりの平均所得は、90万6,289円でございます。以上です。

B委員 ありがとうございます。新しいシステムで出していただいたデータは、今までの機械で出していただいた額と算定方法が異なると聞いています。今教えていただいた通りの算定方法で、過去5年間を振り返って出していただいたデータを今手元に持っております。平成30年度の135万4,812円から、令和4年度の当初賦課の平均所得、125万2,812円は10万円も減っています。1人当たりの平均所得に関しては、先ほど教えていただいた通り、今年度90万6,289円、平成30年度が90万6,671円でしたので、それほど差は出ていないと思います。じゃあどうということかということ、先ほどもひのしのこくほの中で質問させていただきましたが、やはりある程度前期高齢者の方が割合的に増えている面があるのかなと予測をしていました。しかし、先ほどの答弁を伺った通りだと、平成30年度で前期高齢者の割合42.9%、今年は42.2%で、それほど前期高齢者の割合も増えていないとなると、世帯の中の働き手の人数が減っているなど、そういうことが分析できるのではと思います。

日野市のそのような実態がある中、今年改定年度で値上げの検討がされている状態だと思うんですが、今日お示しいただいている説明資料2ページ、他市の改定状況について、保険税率の改定を今年改定年度である12市の内、まだ改定検討中である4市についてどういう市が検討中であって、改定が決定していない理由なども分かれば合わせて教えていただきたいです。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 前のご質問で平均所得、世帯当たり・1人当たりというようなご質問をいただきました。それぞれお答えさせていただいております。委員の方からシステムが変

わったということでのお話も承りました。委員のおっしゃる通り、住民基本台帳の基幹システムが変更されましたので、議会等でこれまでお話をさせていただいた1人当たりの所得に関しては、控除前の前システムに関しては反映した数字ですので、若干高くなっております。先ほど申し上げた今年度からの事業者に関しましては、控除後43万円を差し引いた平均所得ということ、そこに乖離がある説明を漏らしてしまいました。申し訳ありません。

他市の状況でございます。赤字解消計画、財政健全化計画で策定している年度の中で12市が予定しております。その中で改定している市、または改定を検討している市というのがございます。まず改定予定をしている市でございます。各市の調査に関しましては、8月ぐらいに保険年金課で各市に調査をしたものでございます。こちらに関しましては、税率改定するしないというような慎重に扱わなくてはいけない情報ですので、こちらの方で預からせていただきたいと思っております。確認をして答申までの間に回答するようにいたしますのでよろしいですか。

改定の中でやはりどこの市も、こういった運営協議会に諮問をかけたあと、議会に議案上程という流れです。タイムラグがあるということは毎年ありますので、ご承知おきください。

B委員 わかりました。先ほど出していただいた数字には、事実と乖離があるというお話を伺いました。ですけれども、諮問の文章の中の改定理由に、物価高騰を不安視する市民がいることは認識しているという風にありますよね。どういう風にしてこの認識に至ったのか、生活実態調査を行うようなことがあったのか、一応議会でも伺ってはいるんですが、その後改めて調査が行われたのかを含めて教えていただきたいです。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 市として生活実態調査ということは保険年金課としては考えてございません。まずは税率改定を地方自治体として進めていかなければいけないという前提で進めさせていただくということは先ほども申し上げております。令和4年3月に市民からのアンケート、国民健康保険税に関するアンケート結果報告概要ということも頂戴しております。こちらの資料を配布させていただいた中で、十分生活実態が苦しい、さらに今物価高騰もある中でさらに苦しいんだということは十分認識しておりますが、税率改定というのはそれでも実施していかなけれ

ばいけないと、市として考えております。以上でございます。

B委員 市民の方から3月に保険年金課と市長公室にアンケートを手渡していると、私も伺いました。拝見させていただくと本当に深刻で、今年の4月の値上げ前のアンケートで本当にこれだけ苦しいんだということが、よく伝わってくる内容になっています。まだご紹介させていただいていないところがあるので読ませていただきたいと思うんですけど、これは年齢・性別などがわからない方がお書きくださっているんですが、

「自営業です。月の収入もその都度変わります。子どももいます。学費等もまだまだ必要です。月の収入が一定でないので、支払い等難しい時もあります。国保も毎年分割で支払っています。コロナで収入も減っている今、なぜ値上げをするのか、まったく現状がわかっていないのではないのでしょうか。」

それから69歳男性の方、

「私と妻は障害年金のみでやっと生計を立てています。足りない分は、私が若いころ働いて貯めたお金を少しずつおろしながら生活し、生活保護になっていないのが不思議な状態です。こんな苦しい中、保険税を上げられたら本当に苦しいです。」

それから、これも69歳男性の方、

「年金暮らしで夫婦2人、物価が上がる中どんどん暮らしが苦しくなり、負担増はわかりますが、妻は障害者1級、車いすで仕事もできず、苦しい生活の中での負担増は悩みます。」

それから、62歳男性の方、

「国民年金だけでは暮らしていけない。ギリギリの生活なのに、さらにここまでの値上げは納得できません。安心して暮らせる世の中になってほしいです。」

今年の6月に年金が減らされましたけども、それ以前に取ったアンケートだということを認識していただきたいです。また、現役世代の54歳男性の方、

「収入が上がらず逆に下がっているのに、いろいろな物の価格が上がるばかり、減税してもらいたい。」

あと66歳女性の方、

「物価の値上がりはすべての物に対してなのに、保険料が上がると生活ができなくなります。」

私たち議員の立場からみたら、この国保税の値上げだけを対象にして話し合っているわけですけども、市民の方から考えたら、すべてのところに値上げ、負担増が降りかかってくるのだと思います。今年の10月からは値上げが6,600品目だと聞いていて、以前から電気代・ガス代はずっと高いままです。所得が上がらない、年金は下がっている、そして物価高騰と、さらに国保加入者の中に

は、同じ世帯の中で後期高齢者の窓口負担が2割になってしまったご家族がいるケースももしかしたらあるかもしれないし、こんなにも家計が追い詰められている中での値上げなんて、到底理解が得られないと思います。国保加入者の方々の暮らしぶりをぜひ直視していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局 市民部長

議長 市民部長

事務局 今お話のあった内容は事実であると思います。生活に悩まれているような方もいらっしゃると思います。私もアンケートの結果は読ませていただいていますけれども、障害のある方ですとか、ご相談いただければ非課税になるのではないかとか、もう少し不安の解消ができるのかな、という方もいらっしゃると思うので、そういう方々はぜひ市役所に相談に来ていただいて、説明を聞けば少し安心できるようなこともあるのかなと思います。

物価高騰は日本全国で非常に深刻な問題であると思います。これについては、私も一市民として、国としてもどうかしていただきたいなと思いますけれども、国保もこの年代については産業が集中している都心部は一般会計の繰入もしてもらえたり、財政が豊かであったりして、結果税率が低い。産業はどうしても点在してしまいますので、地方の方は非常に税率が高い、というようなことを無くすべきだと、日本中どこに住んでいても同じ負担が望ましいんだ、という理念で始まっています。それらを考えますと、日野よりかなり税率の高い江戸川区の話も先ほどありましたが、そうはいつでも他県と比べると、東京は少し低いところにございます。やはりものすごく所得の高い方もいらっしゃると思うので、そういった恩恵も全体に反映されている、そういう状況です。

確かに値上げに賛成というのは非常に苦渋の選択で難しい判断が必要だとは思いますが、日野市民が低くてお隣の市が高くてもしようがないという問題ではなくて、本来なら日本全国统一がいいんですけども、産業も変動している中で一挙に日本統一というのは難しいので、せめて都道府県ごとに統一していきなさいと。今までも運営が厳しくて一般会計繰入が少なかった県や、既に統一が図られた県もすでに6～7県あるので、それらを考えて、このような時期にこの提案というのは、私たちにとっても非常に苦しい責任ある提案であると思っております。ここはやはりご理解いただく努力をしなければいけないところという認識でおりますので、このような考えのもとにこの資料を作成させていただいて提出しているというのが本日の回答でございます。

B委員 大変苦しい選択を迫られているところだと伺いました。今のアンケートの中身をお聞きいただいて、非課税の方も対象としていらっしゃるのではないかという話なんです、軽減制度の対象にぎりぎり入らない方が一番厳しいんじゃないかなと思います。今、全国知事会が1兆円の国庫負担を求めていたりだとか、運動によって未就学児の均等割り半額が適用されたりだとか、少しずつ制度の根本的な制度の趣旨に照らして、本来こうあるべきではないかっていうような動きが起こっている中で、一方的に東京都がこう言っているから、国がこう言っているから、と加入者の方に負担をどんどん求めるのは制度の趣旨に照らしても、おかしいのではないか、そこから見直す必要があるのではないかと思います。値上げの理解は到底得られないと思いますので、基礎自治体である日野市が暮らしを守る立場でまずは頑張っ国や東京都に物言いをするという強い姿勢を持っていただきたいと思います。念のため伺いますが、値上げの説明会はどのような形でいつ行うのでしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 値上げの説明会は予定しておりません。

B委員 先ほど苦渋の選択だとおっしゃっていて、アンケートもお読みいただいて、とても理解が得られるような値上げではない、ということが認識されていると思いました。やはり市民の皆さんに正々堂々と説明できないような値上げを、本当にやっていいのかなと思いますので、そこはお伝えさせていただいて、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

議長 他にご意見等はございますでしょうか。E委員。

E委員 国民健康保険税率に関する諮問について、民間の健康保険組合の財政状況、これについて触れつつ、少し発言をさせていただきたいと思います。健保連より公表された全国の民間健康保険組合の令和4年度の予算集計結果では、健康保険組合の被保険者や被扶養者への保険給付費、これが保険料収入に対して約55%、このほか国に納める高齢者等拠出金が42%を占めておりまして、健康保険組合全体の約7割が今年度収支の赤字の予算となっております。145組合の1割以上の組合が保険料率を上げている状況でございます。また来年度令和5年度以降は団塊世代の75歳到達により、後期高齢者支援金の増加局面を迎える

ため、高齢者拠出金の急増により急激な財政悪化が予想されており、保険料率をさらに引き上げる健保組合もさらに増加するものと思われます。こうした現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、国の骨太方針2022においても掲げられておりますけれども、給付と負担のバランスが確保された全世代が安心できる社会保障制度の構築が求められているところでございます。

こうした情勢に加え、先ほど説明がありましたような東京都49区市における日野市の置かれている状況や、標準保険税率と現行税率が乖離している状況を踏まえると、財政健全化計画に基づいて財政健全化の取り組みを進める必要があります。令和5年度においても日野市国民健康保険税率の改定を検討すべきではないかと考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。他にご意見等はございますでしょうか。F委員。

F委員 値上げはある程度やむを得ないかなと自分自身思っています。値上げ幅のところの2番で「昨今の物価高騰が心配される中での値上げとなるため、応能の所得割のみ上げること検討したが」とあるんですが、なぜ所得割を上げようと検討しながら、それをやめて均等割も一緒にしようとしたんですか。所得の高い人から税金はたくさん取っていいと思うんですよ。税金を払えるような所得の高い人から税金をたくさん取って、国保に入っているような所得が低い人を助けるような仕組みなのに、なぜ所得割と均等割とを一緒に上げるのか。ただ上げますというのは理由としては納得できないので教えていただければ。

事務局 市民部長

議長 市民部長

事務局 確かに委員のおっしゃるように、所得割は収入がある人にだけかかるものですので、比較的理解をいただけるのかなと思います。やはり標準保険税率、所得割も均等割も両方示されている中で、もし仮に先に所得割が標準に近づいて到達した時に、今度均等割だけを大きく上げていく日が来ると予測されます。それは本当に苦しい値上げになってしまうと、そうなった時の社会情勢等もまだわからない中で、不安材料を後に残さない方がいいのかな、というのが1点です。所得割でもものすごく収入が高い方であればご理解いただけるかもしれませんが、先ほどもお話があったような、ぎりぎり軽減が外れたような方ですとか、子育て世代ですとかやはり所得があるからといってご理解いただけるかということ、そこも厳しい方も中にはいらっしゃるのでは、といういろいろ考えた末に、日野市は

比較的上げ幅を低く抑えていることから、やはり両方均等に見直した方が理解も得られるのでは、というような判断でこのような提案を考えました。以上です。

F 委員 所得割だけ増やして均等割はそのままだと、何年かあとに差がついてくるということはわかるんですが、国保で所得が高い人はほとんど事業主なんですよ、個人事業主とか。個人事業主とか事業主さんっていうのも馬鹿じゃないですから、社会保険に入ってしまう方がいいですよ。はっきり申し上げれば、このままいけば国保自体は減って社会保険は増えるわけですよ、国保はどんどん減っていきます。日野市で何年か後に所得割も均等割もおかしくなってくる、でも全市が同じことやれば、全市もおかしくなってくる、ただそれくらいの頃に、国保を東京都や国にやってもらえばいいですよ。地方自治体の小さなところで今のまま続けていけば、とてもじゃないけど保険は成り立たなくなってきました。そうなる前にどこかが思い切ってやればいい、だめだったらもっと大きなところ、都や国に移管して運営すればいいと思います。以上です。

事務局 市民部長

議 長 市民部長

事務局 今のお話に関連するのが本日の資料 5 ページにあります。、前期高齢者の人数が、日野市民は前々から 2 万人を超えています。 5 ページ右側の緑色とピンクのグラフですけど、緑色が日野市内に住んでらっしゃる 65～74 歳の方々の人数、ピンクが日野市の国保加入者ですが、どんどん減っています。今働く意欲のある高齢者が増えているのと、社会保険の適用拡大ということで、国保加入者が抜けてきてしまっているのがこの図なんです。

ただ先ほどの E 委員のご意見になるのかと思うんですが、これだけの人数がいろいろな民間会社の保険に入られているので、そちらのご負担もかなり大きいと、大学卒業したばかりの 18 歳とか若い方たちに比べて、やはり 70 歳ぐらいの方で通院しながら、という方がどんどん入ってきている、そうすると民間もなかなか厳しくなるのかな。

公営的な要素のある我々は破綻をさせてはいけないので、破綻をさせないように、となると国の制度設計で示されたものを粛々と、財源確保ですとか見直しですとかをしながら運営していく、というのを努力しているところです。またもっと先には、F 委員のご意見のような世の中にもしかしたらなるのかもしれませんが、向こう当面で考えますと、やはり見直しをさせていただくご提案を市としてはしたいな、というところがございます。以上です。

議 長 ほかによろしいでしょうか。F委員。

F委員 今回の話ですが、民間の社会保険に入ることです。小さな会社でも社会保険や厚生年金に入れるように、国が奨励しているわけですから、これからどんどん社会保険の方に入ることができるわけですよ、国保じゃなくて。ですからこれからは健康保険に入れるようにしてあげれば、国保に加入する人は少なくなりますね。国保の所得割を高くしておけば、余計社会保険に入る事業主さんとかが増えてきますから、ちゃんと会社を作って、社会保険に入ってすべてをやると。本来の保険の意味からすれば、その人の能力に応じて負担し、必要に応じて給付を受けるということです。負担はその方の能力に応じて、それに対して給付は平等であると、保険料はみんなが平等であると言っているわけではない。保険料を払うのはその人の能力に応じて払えばいい、という基本を考えればそういう形でやらなければいつまで経っても少しずつ値上げしますよ、となると思うんですよ。だから日野市が先陣切ったっていいんじゃないかと思うんですけどね。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。他にご意見等はございますでしょうか。なければ(1)国民健康保険税率等の改定に関する件を終了させていただきたいと思えます。事務局からその他の報告事項、連絡事項等があればお願いいたします。

事務局 本日は長時間にわたりまして、多くのご意見・ご質問をいただきまして大変ありがとうございます。本日はこの協議会の方へ諮問という形でございます。このあと答申をいただくということで、またそのような会を想定しております。今のところ、10月27日の木曜日を予定しております。問題ないようであれば、こちらの日で通知をさせていただきたいと思っておりますので、皆さまよろしくお願いいたします。また、本日委員の方から資料の請求がございましたので、そちらに関しては調整をさせていただいて、答申当日になるかもしれませんが、できるだけ早い段階でお示しできるように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議 長 次回の日程よろしいでしょうか。その他委員の方々からそれぞれの事項でも全体を通してでも構いませんので、何かございましたらよろしくお願ひいたします。それでは以上を持ちまして、本日の日程はすべて終了させていただきました。こ

れにて令和4年度第2回日野市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

日野市国民健康保険運営協議会規則第12条により、ここに署名する

令和4年 月 日

日野市国民健康保険運営協議会

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____